

防人計第4112号
23. 4. 1
一部改正 防官文(事)第18号
27. 10. 1
防人計(事)第239号
30. 6. 25
防人計(事)第398号
30. 11. 15
防人計(事)第109号
令和4年3月31日
防人計(事)第249号
令和6年6月25日
防人計(事)第353号
令和6年9月26日

大臣官房長
各局長
衛生監
技術監
施設等機関の長 殿
各幕僚長
情報本部長
技術研究本部長
装備施設本部長
防衛監察監
各地方防衛局長

事務次官

航空従事者技能証明及び計器飛行証明に関する訓令の運用方針について
(通達)

標記について、別紙のとおり航空従事者技能証明及び計器飛行証明に関する訓令の運用方針が定められ、平成23年4月1日から適用することとされたので、通達する。

なお、航空従事者技能証明及び計器飛行証明に関する訓令の運用方針について（次発人事第53号。30. 5. 23）は、廃止する。

第1 訓令第3条第1項関係

技能証明は、航空従事者技能証明及び計器飛行証明に関する訓令（昭和30年防衛庁訓令第21号。以下「訓令」という。）別紙第1に掲げる要件に該当することはもちろん、その者の将来の配置を勘案し、航空業務に従事することが見込まれる場合に上申を行うものとする。

第2 訓令第4条第1項関係

新型機基本操縦士の技能証明を有する者が従事することのできる航空業務は、偵察等（訓令第2条第5号に規定する「偵察等」をいう。）を除く航空業務とする。

第3 訓令第4条第4項関係

- 1 訓令第4条第4項中の次に掲げる用語の意義は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 一般整備 飛行前後の点検、飛行間の点検、定期検査、発動機交換時の検査、特別検査、受領検査等その他航空機一般の整備を行うことをいう。
 - (2) 特殊整備 航空機の特定の装置又は系統（プロペラ関係、油圧関係、計器関係、電気関係、ジェット機関関係又は機体関係）について専門的に整備を行うことをいう。
 - (3) とう載装備品整備 航空機のとう載装備品であつて航空機の飛行に直接関係のないもの（航空無線機、航空電子装備、航法装置、砲塔装置、照準器、火器、写真機、気象機器、落下さん又は救命装具）について専門的に整備を行うことをいう。
- 2 陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長及び防衛装備庁長官（以下「陸上幕僚長等」という。）は、高級操縦士、上級操縦士、操縦士及び新型機基本操縦士については、その者の技能に応じ、その者が操縦を行うことができる航空機を具体的に指定する。
- 3 陸上幕僚長等は、特殊整備又はとう載装備品整備に限定されている整備士については、その者の技能に応じ、その者が専門的に整備を行う装置若しくは系統又はとう載装備品を指定する。
- 4 前2項の指定は、技能証明書の備考欄に記載する。
- 5 次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定める略語を使用し、技能証明書に記載する。
 - (1) ターボジェット発動機をおもな動力とする固定翼航空機 J
 - (2) プロペラ推進を主とする固定翼航空機 P
 - (3) 連絡用航空機 L
 - (4) 回転翼航空機 H
 - (5) 陸上多発機 陸多
 - (6) 陸上単発機 陸単
 - (7) 水上多発機 水多
 - (8) 水上単発機 水単

第4 訓令第4条第5項関係

航空従事者技能証明の限定を受けた隊員に対し、その限定事項を拡大するため海上幕僚長が行う防衛大臣への上申には、航空自衛隊の教育訓練に関する訓令（昭和41年航空自衛隊訓令第3号）第80条第1項の規定に基づき、航空幕僚長が依頼を受けて実施する幹部である海上自衛官に対する教育であるC-1航空機整備員転換課程に準ずるものを修了した場合を含むものとする。

第5 訓令第11条第3項関係

新型機基本操縦士の技能証明と同一の限定事項を含む操縦士（高級操縦士及び上級操縦士を含む。）の技能証明を受けることとなった者について、現に有する新型機基本操縦士の技能証明における訓令第11条第3項の「同一系統に属する上位の技能証明」とは、高級操縦士、上級操縦士又は操縦士の技能証明をいう。

第6 訓令別紙第1第1項及び第2項関係

訓令別紙第1第1項第2号及び第2項第2号中の「計器飛行のための航法用装備」とは、航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）第145条に規定する装備をいう。

第7 訓令別紙第1第3項関係

- 1 訓令別紙第1第3項第1号の「正規操縦教育課程」とは、海上自衛隊にあつては計器飛行（固定翼）課程又は操縦士回転翼基礎課程までの操縦課程をいい、航空自衛隊にあつては基本操縦課程までの操縦課程をいう。
- 2 海上自衛隊の実用機（VP）課程又は操縦士固定翼実用機（P-1）課程を履修する者に対する計器飛行（固定翼）課程修了に係る技能証明の付与については実用機（VP）課程又は操縦士固定翼実用機（P-1）課程修了のときに、操縦士回転翼実用機課程を履修する者に対する操縦士回転翼基礎課程修了に係る技能証明の付与については操縦士回転翼実用機課程修了のときに行う。

第8 訓令別紙第1第4項関係

訓令別紙第1第4項第2号の「正規操縦教育課程」とは、次に掲げる課程をいう。

- (1) 戦闘機操縦（F-15）課程
- (2) 戦闘機操縦（F-2）課程
- (3) F-15機種転換操縦課程
- (4) F-2機種転換操縦課程
- (5) F-4EJ機種転換操縦課程

第9 訓令別紙第1第6項関係

訓令別紙第1第6項第1号の「正規操縦教育課程」とは、幹部特技課程「LR操縦」及び幹部特技課程TL操縦をいう。

第 1 0 訓令別紙第 1 第 8 項関係

訓令別紙第 1 第 8 項第 1 号の「正規操縦教育課程」とは、陸上自衛隊にあっては幹部特技課程「航空操縦」、幹部特技課程 H 操縦、陸曹航空操縦課程及び陸曹操縦課程後期（H 操縦）を、海上自衛隊にあっては操縦士回転翼実用機課程までの操縦課程を、航空自衛隊にあっては救難操縦（UH-60J）課程をいう。

第 1 1 訓令別紙第 1 第 9 項関係

訓令別紙第 1 第 9 項第 1 号の「正規操縦教育課程」とは、滑空機操縦講習及び滑空機操縦教官講習をいう。

第 1 2 訓令別紙第 1 第 1 0 項関係

訓令別紙第 1 第 1 0 項第 1 号の「正規操縦教育課程」とは、RQ-4B 機種転換操縦課程をいう。

第 1 3 訓令別紙第 1 第 1 3 項関係

訓令別紙第 1 第 1 3 項第 1 号の「正規教育課程」とは、次の表の左欄の組織の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる課程とする。

組 織	課 程
陸上自衛隊	陸曹機上整備員課程
海上自衛隊	航空士戦術課程 航空士戦術（P-1）課程 航空士戦術課程（P-1） 航空士機上通信情報課程 航空士機上電子情報課程 航空士機上救助課程 航空士救護課程 幹部航空士機上整備課程 幹部航空士機上整備（P-1）課程 海曹士航空士機上整備課程 海曹航空士機上整備（P-1）課程 海曹士航空士対潜（非音響）課程 海曹士航空士機上任務非音響（P-1）課程 海曹士航空士対潜（音響）課程 海曹士航空士機上任務音響（P-1）課程 海曹士航空士武器課程

	海曹士航空士機上武器（P－1）課程 海曹士航空士対潜（SH－60K）課程 海曹士航空士機上電子整備課程 海曹士航空士機上電子整備（P－1）課程
航空自衛隊	航法課程 偵察課程 幹部兵器管制課程 幹部機上システム統制課程 幹部空中輸送課程 幹部センサー操作課程 機上警戒管制員課程 機上無線レーダー整備課程 空中輸送員課程 機上整備員課程 機上無線員課程 救難員課程 センサー操作課程

備考 航空従事者技能証明及び計器飛行証明に関する訓令の運用方針についての一部改正について（防人計（事）第398号。30. 11. 15。以下「一部改正通達」という。）の施行の日前に一部改正通達による改正前の航空従事者技能証明及び計器飛行証明に関する訓令の運用方針について（防人計第4112号。23. 4. 1。以下「運用通達」という。）の別紙の第12の表に規定する機上要撃管制幹部課程、機上システム統制課程及び空中輸送幹部課程は、それぞれ一部改正通達による改正後の運用通達の別紙の第12の表に規定する幹部兵器管制課程、幹部機上システム統制課程及び幹部空中輸送課程とみなす。

第14 訓令別紙第1第14項関係

- 1 訓令別紙第1第14項第1号の「正規教育課程」とは、各課程の普通科又はこれに相当する課程をいう。
- 2 訓令別紙第1第14項第3号の「必要な経験」とは、次のアの表及びイの表により計算して得た点数の合計が25点以上となることをいう。

ア

整備（整備作業を含む。）に関する経験		1年につき	
		甲	乙
自衛隊	機付長、作業班長等以上	10	5

	その他	7	3.5
自衛隊以外	技手以上	7	3.5
	その他	4	2

備考 行おうとする整備の種目と同種の経験の場合には、甲欄に掲げる点数を用い、異種ではあるがこれと密接な関係のある経験の場合には、乙欄に掲げる点数を用いる。整備（整備作業を含む。以下同じ。）に関する経験であっても、上記以外の経験は、点数を加えてはならない。

イ

最終学歴	大学卒業	整備に関係のある学科	8
		その他の学科	2
	短大及び高専卒業	整備に関係のある学科	6
		その他の学科	1
	工業学校等卒業		2

- 3 訓令別紙第1第14項第1号の「所要の実務経験期間」は、18月とする。ただし、その者が整備について経験を有する場合には、前項の規定により計算して得た点数2点につき1月を減ずる。